

小牧市民まつりマスコットキャラクター「きっちゃん」の使用に関する要綱

〔平成24年6月6日〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市民まつりマスコットキャラクター「きっちゃん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、小牧市民まつりマスコットキャラクター「きっちゃん」使用許可申請書(様式第1。以下「申請書」という。)を小牧市民まつり実行委員会会長(以下「会長」という。)に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が業務に関し使用するとき。
- (2) 学校その他の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) その他会長が適当と認めたとき。

(使用の許可)

第3条 会長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、キャラクターの使用の許可(以下「許可」という。)をし、その旨を小牧市民まつりマスコットキャラクター「きっちゃん」使用許可(変更)通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定による許可をする場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

(使用の不許可)

第4条 会長は、第2条の規定により申請された内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をしないこととし、その旨及びその理由を小牧市民まつりマスコットキャラクター「きっちゃん」使用不許可通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。

- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (6) その他会長が使用について不適當と認めたとき。

(使用上の遵守事項)

第5条 第3条の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的及び方法にのみ使用すること。
- (2) 小牧市民まつり実行委員会が定めた色、形等の規格に沿って正しく使用すること。
- (3) キャラクターを使用した物件が完成したときは、速やかに当該物件を会長に提出すること。ただし、物件の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって物件の提出に代えることができるものとする。
- (4) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(許可内容の変更)

第7条 使用者は、許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ小牧市民まつりマスコットキャラクター「きっちゃん」使用許可変更申請書(様式第4)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請に基づき許可の内容の変更が適當と認めたときは、その旨を小牧市民まつりマスコットキャラクター「きっちゃん」使用許可(変更)通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 第3条及び第4条の規定は、前2項の場合に準用する。

(使用許可の取消し等)

第8条 会長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すとともに、その旨及びその理由を小牧市民まつりマスコットキャラクター「きっちゃん」使用許可取消通知書(様式第5)により使用者に通知するものとする。

- (1) 第4条各号に該当すると認められるとき。
- (2) 第5条に違反すると認められるとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

2 会長は、前項の規定による許可の取消しにより使用者に生じた損害について責めを負わない。

3 第1項の規定により許可を取り消された者は、キャラクターを使用した物件を使用してはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 6月 6日から施行する。

様式第 1 (第 2 条関係)

小牧市民まつりマスコットキャラクター「きっちゃん」使用許可申請書

年 月 日

(あて先) 小牧市民まつり実行委員会会長

住 所

氏 名

Ⓔ

(団体名及び代表者名)

電 話

メールアドレス

小牧市民まつりマスコットキャラクター「きっちゃん」を下記のとおり使用したいので申請
します。

記

使用目的及び方法	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
添付書類	企画書 (レイアウト、原稿等)

小牧市民まつりマスコットキャラクター「きっちゃん」の使用に関する要綱第 8 条第 1 項
各号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止し、小牧市民まつり実行委員会
会長の指示に従うことを誓約します。


備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式第2（第3条、第7条関係）

小牧市民まつりマスコットキャラクター「きっちゃん」使用許可（変更）通知書

第 号
年 月 日

様

小牧市民まつり実行委員会
会長 

年 月 日付で申請のあったキャラクター使用について、下記のとおり許可します。

記

使用対象	
使用目的及び方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで

- (1) 指示された色、形等に沿って正しく使用してください。
- (2) 使用許可を受けた目的及び方法にのみ使用してください。
- (3) 提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、小牧市マスコットキャラクター使用許可変更申請書を提出してください。
- (4) 物件の完成後は速やかに会長に提出してください。ただし、物件の提出が困難な場合は、写真の提出をもって代えることができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式第3（第4条関係）

小牧市民まつりマスコットキャラクター「きっちゃん」使用不許可通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

様

小 牧 市 長 印

年 月 日付で申請のあったキャラクター使用については、下記の理由により許可できません。

記

該当事項	不許可理由
	法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるため。
	市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるため。
	特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるため。
	不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるため。
	自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるため。
	その他 （理由）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式第 4 (第 7 条関係)

小牧市民まつりマスコットキャラクター「きっちゃん」使用許可変更申請書

年 月 日

(あて先) 小牧市民まつり実行委員会会長

住 所

氏 名

(団体名及び代表者名)

印

電 話

メールアドレス

下記のとおり小牧市民まつりマスコットキャラクター「きっちゃん」の使用許可の内容を変更したいので申請します。

記

	変更前	変更後
使用対象		
使用目的及び方法		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
備考	許可番号 第 号	変更内容は別添のとおり

小牧市民まつりマスコットキャラクター「きっちゃん」の使用に関する要綱第 8 条第 1 項各号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止し、小牧市民まつり実行委員会会長の指示に従うことを誓約します。


備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式第 5 (第 8 条関係)

小牧市民まつりマスコットキャラクター「きっちゃん」使用許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

小牧市民まつり実行委員会
会長 

年 月 日付で申請のあったキャラクター使用については、下記の理由により許可を
取消します。

記

理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。